

# (介護予防) 短期入所生活介護ひまわり 運営規程

## (事業の目的)

第1条 宗教法入カトリック・カリタス修道会が設置する短期入所生活介護ひまわり（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員および管理運営に関する事項を定め、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 短期入所生活介護ひまわり  
所在地 長崎県長崎市西出津町6 7番地5

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 医師 1名（兼務）

② 生活相談員	1名（兼務）		
③ 看護職員	看護師又は准看護師	8名（兼務）	1名（専従）
④ 介護職員	6名（専従）		
⑤ 介護支援専門員	1名（兼務）		
⑥ 機能訓練指導員	3名（兼務）		
⑦ 管理栄養士	1名（兼務）		
⑧ 事務職員	2名（兼務）		

2 前項に規定する職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。法令等において規定されている指定短期入所生活介護〔指定短期入所生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じた健康管理、療養上の指導等を行う。
- (3) 生活相談員は、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努め、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な支援を行う。
- (4) 看護職員は、利用者の心身の状況に応じた看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じた日常生活の介護を行う。
- (6) 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
- (8) 管理栄養士は、利用者の必要な栄養管理を行う。
- (9) 事務職員は、介護報酬に関する事務他、前各号に該当しない運営全般に係る事務を行う。

#### (利用定員)

第5条 事業所の利用定員は12名とする。

#### (内容および利用料)

第6条 事業の内容は次の通りとする。サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康管理
- (4) 希望により送迎サービス
- (5) 利用者、家族に対する相談、助言等の援助
- (6) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

2 その他の費用

事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。(別表参照)

- (1) 居住費 1日につき 4人部屋：915円、2人部屋、920円、個室：1,325円
- (2) 食 費 1日につき 1,455円 (朝食395円、昼食525円、夕食525円)
- (3) 理美容代 1回につき 800円
- (4) 洗濯代 1枚につき 100円 但し、大物は1枚につき 300円
- (5) 電気料 1点ごと 1日につき 50円 (電気製品持込み時)
- (6) 日常生活品費 1日につき 100円
- (7) 第7条に定める通常の実施地域を越えた送迎の費用  
実施地域を越えた地点から片道5km毎に 500円
- (8) 死後の処置 5,500円

- 3 前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により、当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 第2項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付することとする。
- 5 日常生活における通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

#### (事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、長崎市（滑石地区・三重地区・琴海地区・外海地区）、西海市（大瀬戸町）及び時津町とし、通常の送迎実施地域も同様とする。

#### (衛生管理等)

第8条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 施設における感染症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する会議をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡するなどの措置を講ずると共に、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

(事故対応及び損害賠償)

第10条 当事業所は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」とび厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止等)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体の拘束等)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第16条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策マニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント防止の対策)

第18条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃してはならない。
- (2) 飲酒・喫煙を行ってはならない。
- (3) 安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (4) 金銭・貴重品の管理は当施設では行わない。
- (5) 事業所は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理、決定できる権限の委任を頂いたこととする。
- (6) 利用者及びその家族は、他の利用者や従業者等に対しハラスメント行為（身体的、精神的、性的等）を行ってはならない。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の技能および資質の向上を図るため、日常業務を通じ、又はその他各種の方法により、必要な教育・訓練を実施する。また、従業者の勤務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知りえた秘密又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は宗教法人力カトリック・カリタス修道会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

別 表

1日にかかる食費及び居住費		利用者 負担段階	負担限度額				
対象者		食費/日	居住費 / 日				
			個室	準個室	2人部屋	4人部屋	
市民税非課税世帯	老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	第1段階	300円	380円			0円
	合計所得金額と公的年金など収入額の合計が年間80万円以下の方	第2段階	600円	480円			
	年金収入等80万円超120万円以下	第3段階 ①	1,000円				430円
	年金収入等120万円超	第3段階 ②	1,300円	880円			
上記以外（課税世帯の方）		第4段階	1,445円	1,325円	1,020円	920円	915円

第4段階食費：朝食 395円、昼・夕食 525円

## (附 則)

この規定は、令和5年7月1日から施行する。

令和6年4月1日から一部改定し施行する。

令和6年8月1日から一部改定し施行する

令和7年7月1日から一部改定し施行する。